

京都市立芸術大学全学教務委員会規程

(令和4年9月13日理事長決定)

(設置)

第1条 京都市立芸術大学に全学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、京都市立芸術大学における教育の質保証・向上のため、本学の教務に関する諸事項を審議し、必要な改善を進めることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学全体の教育基本方針、教育計画の策定に関すること
- (2) 教育課程の運営・実施に関すること
- (3) 学修成果・教育成果に関すること
- (4) 教育機能・教育方法の開発・高度化に関すること
- (5) 教育に関わる記録・情報等の収集と評価
- (6) 教育研究審議会から付議された教務に関する事項
- (7) その他教務に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部の教務委員会委員長及び教務委員会副委員長
- (3) 教務学生課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号の委員は、他の号の委員を兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。この場合において、同号に掲げる委員が複数あるときは、同号に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員でない者の出席を求めることができる。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

(部会)

第8条 委員会は、本学の教務に関する諸事項を審議し、必要な改善を進めるための作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名した部会長及びその他の委員により組織する。

3 その他部会の設置及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、教務学生課において処理する。

附 則

1 この規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規定の施行の日から令和5年3月31日までの間に第4条第1項第4号の規定により就任した委員の任期は、令和5年3月31日までとする。